

令和元年第9回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年9月27日(金)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(16名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員	19番	矢野正則	委員

欠席農業委員(3名)

3番	根本一郎	委員	9番	深谷宏光	委員
18番	北野唯道	委員			

出席農地利用最適化推進委員(12名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木實	委員	邊見敏文	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
和知俊一	委員	穂積正	委員
円谷隆男	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員(7名)

鈴木信秋	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	緑川喜文	委員
鈴木滋夫	委員	高久亨	委員

大 戸 文 治 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。水稻の収穫期を迎え大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第9回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日、ご審議いただく案件は、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が2件、合わせて4件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

なお、本日は議案審査終了後に、農地付き空き家の下限面積について並びに人・農地プランの実質化についてを、所管するまちづくり推進課及び農政課より説明をいただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 どうも皆さん、こんにちは。

お忙しい中、刈り入れの時期を迎えましたが、本日、出席いただき、ありがとうございます。また、本日は欠席の方もかなりおりますが、できれば出席いただきたかったと考えております。

総会後に空き家バンク、それから、人・農地プランについて、今後の検討材料につきまして所管の係から説明がありますので、この件に関しても、皆さん、十分検討していただきたいと思ひます。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、審議に入りたいと思ひます。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、11番、山本繁夫委員、12番、有賀良雄委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

3番、根本一郎委員、9番、深谷宏光委員、18番、北野唯道委員、斎藤一廣推進委員、緑川喜文推進委員、鈴木信秋推進委員、鈴木滋夫推進委員、大戸文治推進委員、篠宮四郎推進委員、高久亨推進委員の10名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年9月27日提出。会長矢野正則。
以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、3ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

この申請については、譲受人、譲渡人とも遠隔地のため、電話にて申請内容について確認しました。まず、9月17日に譲受人に電話で確認、あと、18日には譲渡人に電話にて確認しました。申請内容については間違いのないことです。これを受けまして、19日に砂塚委員さんと現地確認をしました。周辺は住宅地でありまして、全く農地には影響ないところなの

で、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

次に、農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設便益区域内農地に該当しますので、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子西地区の藤田です。

去る9月20日に小松委員と設定人、被設定人の4人で現地確認と申請内容の確認をいたしました。申請内容については間違いのないことです。今回の転用について、周辺農地への影響については特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

13ページをごらんください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年9月27日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第2号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第2号について原案のとおり承認いたします。

以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

◎農地付き空き家の下限面積について

会 長 次に、本日の議題となっております農地付き空き家の下限面積についてを事務局より説明願います。

事務局長 それでは、本日の議事日程5にあります農地付き空き家の下限面積についてではありますが、公益社団法人福島県宅地建物取引業協会白河支部より要望が提出されたことは、先月の総会でお伝えしたところでございます。

今後、ご検討いただくに当たり、空き家対策を所管するまちづくり推進課より概要説明をさせていただきます。本日は兼子まちづくり推進課長と空き家対策係の石川主査にお越しいただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

兼子まちづくり推進課長 皆さん、お疲れさまでございます。まちづくり推進課長の兼子でございます。そして、空き家対策を担当しておりますまちづくり推進課空き家対策係の石川でございます。よろしく申し上げます。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、次の3点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1点目は空き家の現状について。

2点目は市の空き家対策の取り組みについて。

最後、3点目で、国土交通省の農地付き空き家の考え方について、順に説明をさせていただきます。

着座にて失礼します。

本日、お配りしています資料ですが、まず、空き家バンクの資料が1部、紙1枚のものがございます。そして、もう一部、農地付き空き家の手引きについて、国土交通省、平成30年

3月と書いてあるもの、この2部を配付させていただきました。

それでは、説明に移らせていただきたいと思います。

1点目の空き家の現状についてでございますが、近年、生産年齢人口の減少や家族構成の変化、建築物の老朽化等に伴いまして、全国的に空き家の増加が大きな問題となっております。平成30年度に実施されました総務省の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家の総数はこの20年で576万戸から846万戸と、1.5倍に増加しております。住宅総数に占める空き家率としましては、11.5%から13.7%に上がっております。

白河市におきましても、平成27年度に実施しました空き家実態調査で991件の空き家が確認をされております。市では空き家の利活用を促進することで、その解消に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の市の空き家対策の取り組みについてでございます。

市の空き家の利活用促進の主な取り組みとしましては、空き家の流通を促進するために、先程お配りしました空き家バンクの資料をごらんいただきたいと思います。平成28年11月から公益社団法人福島県宅地建物取引業協会白河支部と連携をしまして、空き家の売買、賃貸借のマッチングを行う空き家バンクを運用しております。これまでに登録件数が46件ございまして、売買が12件、賃貸借が7件の計19件の契約が成立をしております。

この空き家バンクに登録した物件に対しましては、建物の改修費用や家財道具処分の費用の一部を補助することで利活用の促進をするとともに、本年4月からは空き家の解体についても補助金を創設しまして、空き家の解消に努めているところでございます。

また、本年2月には、法務や不動産、金融機関等の専門家及び商工関係団体で構成します白河市空き家等利活用促進対策協議会というものを設置しまして、相談会の実施など総合的な空き家対策に取り組んでいるところでございます。

さらに、市役所内に昨年6月に住まいの支援相談窓口を設置しまして、空き家に関する相談にワンストップで対応するとともに、本年4月からまちづくり推進課内に空き家対策係を設置しまして、さらなる空き家の利活用促進に取り組んでいるところでございます。

ただいまご説明しました空き家バンクに登録を希望する物件の中には、空き家が建っている宅地に付随する小規模な農地も一緒に売却したいという相談も、これまで2件ほどございます。

しかしながら、これらにつきましては農地法第3条の農地移転の下限面積があることから、現状では農地と切り離し、宅地のみを売却を勧めているところでございます。

そこで、3点目の国土交通省の農地付き空き家の考えについてでございます。

紙が2枚ございます資料で、これに基づいて説明をさせていただきます。ちょっとわかりやすくかみ砕いて説明をさせていただきます。

全国的に同様の案件がある中で、国土交通省では平成30年3月に、お手元に配付させていただきました「『農地付き空き家』の手引き」を発行しております。この資料中の総務省の移住に関するアンケートによりますと、特に若い世代の都市部住民の約3割の方が農山漁村に移住してみたいと答えておりました、農林漁業に関心が高いことが示されております。

このことを踏まえ、空き家バンクの取り組みを通じて、空き家に付随する農地移転の下限面積を引き下げることで農地を取得しやすくし、移住希望者を呼び込んでいる自治体が全国でふえているとのことでもあります。県内でも喜多方市、只見町で農地移転の下限面積の引き下げが行われております。

公益社団法人福島県宅地建物取引業協会におきましては、農地付き空き家の流通の促進を全県的に推奨しておりまして、白河支部としましても空き家問題の解決の一助となるべく、今回の要望に至ったと聞いております。

説明は以上となります。

会 長 事務局。

事 務 局（三浦主事） 続きまして、事務局から、空き家に附属した農地の別段面積の設定において、農業委員会で検討が必要な事項についてご説明いたします。

もう1組の資料1枚目、制度の仕組みをごらんください。

まず、別段面積とは、農地法3条の下限面積要件50アールを地域の実情に応じて各農業委員会で引き下げておくことができる制度です。0.01アール、1平米まで可能です。

この制度を空き家バンクと併用するため、空き家バンクに登録された空き家に附属した農地という条件をつけた上で、下限面積を小さく設定することが、空き家に附属した農地の別段面積の設定と呼ばれる運用方法です。空き家とセットの農地について50アール未満の農地でも売買や贈与が可能になります。

実際に運用する際の流れですが、2枚目の業務の流れをごらんください。

まず、所有者が空き家バンクに空き家を登録します。その後、農業委員会へ、空き家と一緒に売りたい農地を空き家に附属した農地に指定する申請を行います。地区担当委員さんに現地を確認していただいて条件を満たせば、空き家に附属した農地に指定となり、空き家バンク上では農地付きの空き家としてホームページに掲載されます。その後、購入希望者から

連絡がございましたら、売買契約がまとまり次第、指定された農地を通常の3条の申請で農業委員会へ議案提出し、50アール未満でも下限面積要件に該当しません。

1 ページ目の中段をごらんください。

今後、農業委員会で検討する事項ですが、まず、下限面積を何アールにするかがございます。下に全国で空き家に附属した農地の別段面積を設定している農業委員会の内訳がございます。全体で153委員会あり、県内ですと只見町と喜多方市が、それぞれ1アールと0.1アールに設定しています。

次に、別段面積を適用する際に農地が空き家に附属しているという指定が必要になりますが、その指定の条件や申請書の様式などを含めて、取り扱い基準という形で作成する必要があります。

こちらを、右下のスケジュール案のところですが、次回10月総会までに下限面積案と取り扱い基準案を作成して、こちらからお配り申し上げてご意見をいただいて、11月に予定する運営委員会でご検討いただき、11月の総会で別段面積の設定について議案提出できればと考えております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、まちづくり推進課と、それから、事務局より空き家バンクについての説明がありました。

この件につきまして質問等ございましたら、挙手願います。

塩田委員 これは、この家を買ったら、もう農地もついてくると。

農家しか買えなかったものが誰でも買えるということなのか。

会 長 結局、そういうことになります。つまり空き家に付随したのものとして、農地であっても、そのために所有できなければ、そこの部分だけ別扱いになるということで。あくまでも家庭菜園にしかならないぐらいの面積がくっついたものに対しても、そういうふうなことになるんです。

塩田委員 これ、決まったら企業でも買えるということだもんね、大きい面積が付随しているんだから。

会 長 だから、あくまでも、それは全体でなくて、その面積が大きくなった場合は、それはまた別になります。例えば……

塩田委員 付随していると書いてある。

会 長 あくまでも下限面積の部分で、この部分に関しては、事務局としては……

事務局長 基本的な考え方は、農地の売買をするのには5反歩以上の農地を持っていないと、借りたり、買ったりできないという決め事がございます。それに対して、空き家に付随した農地については、余りにも面積が小さい例がよくあると思うんですが、そこを家庭菜園なんかで空き家と一緒に購入したいというような、例えば、都会の方であったり、そういった方が欲しいといったときに、その農地の分、あくまでも底地が農地であると、通常だと5反歩要件を満たしていないので、空き家を欲しいという方が農地と一緒に購入できないということで、なかなかこの事業の促進に結びつかないという懸念が生じます。ですから、それを促進させるために一緒に買えるようになれば、人口の増加であったり、遊休農地になりそうな部分を抑止したりと、いろんなメリットも農業委員会として考えられることから、前向きに捉えて取り組んでいきたいと考えたところです。

塩田委員 じゃ、付随する面積というのはどのぐらいを。

事務局長 農業委員会で付随する面積については任意に設定できるということで、0.01アール以上から5反歩未満の面積まで設定できると……

塩田委員 5反歩持ったら農家だということだもんね。

事務局長 通常、農家住宅に付随する、5反歩の農地といったら、これは幾ら付随していても、それは通常の3条申請になりますので、あくまでイメージとしては空き家に付随した、例えば、一畝であったり、0.5畝であったりとか、あくまで一般的なイメージとしては、都会の方が田舎に住んで、空き家と一緒に、その隣にあるような農地を、小さい農地なんですけど、家庭菜園で田舎暮らしをしたいというようなときに、あくまで農地であると5反歩持っていないと買えないという規定がありますので、この事業を活用して、空き家と一緒に、その小さい面積の農地だけは購入できるようにという考え方です。

会 長 塩田委員、今の意見で大丈夫ですか、今の答弁で。

塩田委員 大丈夫です。いや、どうなのかなと、そういうのは。

会 長 確かに面積が大きかった場合は3条で。

事務局長 通常の3条になります。先程説明しましたが、地元の委員さんに事前にその場所を審査していただきますので、農業委員会としては、それが付随する農地かどうかという判断は、事前にここの部分で歯どめをかけるというような防波堤が一つできます。そこを経た上で登録できれば、こちらの新しい事業で取り組む。それで、だめだということになれば、通常の3条申請でということになります。ただ、その場合、空き家を購入した方が農家以外の方であれば、その土地はそのまま別の方という流れになろうかと思えます。あくまで5反

歩要件というのが通常出てきますので、空き家と一緒にその方は買えないということになります。

空き家の隣に1反歩、2反歩、3反歩なんていう大きい農地はほとんど付随していないと思いますので、あっても、若干離れていたりしている場合があるかと思います。その場合には、空き家と一緒に農地付き空き家という申請が上がった段階で、地元委員さんにこれは付随する農地かどうかという判断を、基準を決めまして、それに基づいて事前判断してもらうという流れをとりたいと考えております。申請に対する防波堤を一つ設けて、その後、こういった事業に取り組む方法になります。

会 長 ただいま局長から説明がありました。

そのほかに意見等がありましたら。

なければ、今までの説明をもとに委員会で検討していきますので、よろしくをお願いします。

山本委員。

山本委員 別段面積要件を決めるときに、参考に、そこまでの間に県内で決めている只見町と喜多方市の状況を、決めてからこれまでの運用状況も参考までにあったほうがいいのかと思うんですけども、調べておいていただければと。

事務局（三浦主事） 10月に案を作成して提出する際に、一緒に資料として添付したいと思っております。10月に一緒にご検討いただければと思います。

山本委員 わかりました。よろしくをお願いします。

会 長 では、今までの説明をもとに委員会で検討していきますので、よろしくをお願いします。

まちづくり推進課の皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございます。

兼子まちづくり推進課長 ありがとうございます。

◎人・農地プランの実質化について

会 長 次に、人・農地プランの実質化についてを事務局より説明願います。

事務局長 それでは、本日の議事日程6にあります人・農地プランの実質化についてですが、こちらも先月、総会でお伝えしましたとおり、農政課より説明したい旨の申し入れを受け、今後の委員活動に重要と捉え、説明機会を設けさせていただきました。

説明は農政課より申し上げます。

本日は、深町農政課長と我妻主幹兼補佐兼農業政策係長にお越しいただいておりますので、

よろしく願いいたします。

深町農政課長 皆さん、こんにちは。農政課長の深町です。

本日は、人・農地プランの実質化、実質化という言い方を政府はしているんですが、人・農地プランの実質化について皆様にご説明できたらなということで、本日、お時間をおかりしましての、説明になっております。

後程、詳しい話は担当の我妻から説明をしたいと思うんですけども、人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図と言われているものでございます。皆様のお話し合いがもとになるもので、地域の持続可能な農業経営、ひいては地域振興を見据えた計画ということになっております。国では農地中間管理事業の推進に関する法律というものを見直さなければならぬ時期に入りまして、本年5月に改正法案が可決され、その見直しの中心とされるものが人・農地プランの実質化ということになりました。今後、さまざまな地域におきまして人・農地プランの策定を検討していくという運びになるのですが、それぞれの地域がどのような中身で、どのように携わっていくのかということを含めて、今回、説明をしてみたいと思います。

これは、人・農地プランを実質化しなさいよという国が決めた方針ではあるんですが、実質化するに当たって、コーディネートとか、皆様の地域のお話し合いの中心に寄り添ってサポートをしていく一翼を担うのが皆様農業委員さんという位置づけで国では考えているので、改めましてということにはなるんですが、人・農地プランとはということから、また、どういった検討内容なのか、どういったことを進めていくのかということの説明していきたいと思います。

私どもといたしましては、地域の皆様の思いが一つの形となって、今後の市の農業振興や地域振興の模範になるような、そういった期待を込めて全面的に協力していきたいと思しますので、プランづくりについてはサポートをよろしくお願いしたいと考えております。

本日は、概要の概要になってしまうかもしれませんが、丁寧に説明していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

着座にて説明したいと思います。

我妻主幹兼補佐兼農業政策係長 農政課の我妻と申します。

それでは、早速説明を始めさせていただきます。着座で失礼いたします。

皆様、お手元の資料は、この1枚、A4の横の資料になります。こちらで、説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、今、課長からもお話ありましたとおり、5月17日に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しまして、皆様方に関連する部分の主な改正内容としましては、まず、各集落の単位で話し合いに基づいた実質的な人・農地プランを作成してくださいというのが1つ目になります。これにつきましては、地域が主体となって取り組むということなので、地域の皆様が主体的に話し合っていて、人・農地プランをつくっていただくというのがポイントでございます。その話し合いの場には、現場をよく知っていらっしゃる農業委員さん、また、農地利用最適化推進委員の皆様が出席するなどして、積極的に関与していただきたいということが法律の中に盛り込まれたことがポイントになっております。

現在、市内では人・農地プランは5つございます。1つとしましては、市全体を包括する、市としての全体の人・農地プランが1つでございます。ただ、これは今回の法律の改正によりまして、実質効力がなくなってしまうと。要は集落単位での人・農地プランをつくってくださいという国の方針がありますので、市全体の部分はもう効力がないものになってしまうということになっております。

プラス個別のプランとしましては、4つのプランがございます。白河の入方、それから、表郷の深渡戸、大信の湯沢、東の坂本という4つの地域では既にプランを策定しているところでございます。なので、その4つのプランにつきましては、もうできているという扱いになるかと思えます。

今般の法律の改正を受けまして、私どもでも去る9月議会に、人・農地プランの作成をさらに推進しなければいけないということから、新たに4地域分のプランの策定にかかわる費用を補正予算として上げさせていただきましたので、今後、さらにギアを上げた形で、人・農地プランを集落ごとに、法律に基づきまして、つくっていきたいという方向で考えているところでございます。

それでは、具体的に、改めまして人・農地プランとはどのようなものなのかということ、それから、実際にどのような流れで人・農地プランを作成していくのかという部分について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、人・農地プランとはどんなものなのかというところで、先程、課長からもありましたとおり、人と農地の問題を解決するための未来の設計図と言われております。具体的には、例えば、後継者がいなくなるなどして耕作放棄した田んぼが出てくると。それが地域の中で虫食い状に広がってってしまうという状況。それを防ぐために、今のうちから、将来、5

年後、10年後に、地域のどの農地を誰が担っていくのかという部分を前もって決めておく作業になります。プラスしまして、担い手となる方につきましては、作業しやすくするように、なるべく同じ人がまとまりのある農地を耕作していけるようにという部分も考慮して計画をつくっていくものになります。

ですので、皆様方ごらんの1番の青い枠の中、地域における話し合いというところで、一番最初のところ、今後の中心となる経営体はどこかや、その下の地域の担い手は十分に確保されているか、また、黒ぼちを2つ飛ばしますけれども、近い将来の農地の出し手の状況ということで、将来的に農業からもう引退したい方がどの程度いらっしゃるかを、アンケート等のデータをもとにしまして話し合ってください流れになります。

先程、4地区分の予算をとったということですが、既に旗宿地区、それから、泉田地区、それから、大信の上新城地区におきましては、地域の機運も高まってきており、地域からの要望もあったこともありますので、作成に、今、着手しているところでございます。

2番目にいきまして、人・農地プランの具体的な進め方というところでございますけれども、そちらに丸で示してあるとおり、1、2、3ということで3つのステップでつくっていくこととなります。

まず、1番目としましてはアンケートの実施ということで、地域の方々の意向、農業者に対してその年齢、後継者の有無、農地の貸し付けに関する意向等を把握するためのアンケートをまず実施することになります。このアンケートにつきましては、市が地域の皆様方の意見も参考にしまして、アンケートの内容を作成させていただきます。地域の方の協力を得ながら回収をさせていただきたいと考えております。

次、2番目としまして現況把握でございますが、アンケートで把握した農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況、その他の必要な情報を地図に落とし、そして、話し合いの際に活用ということでございます。アンケートの集計、これは市で行い、集計をしまして、それを地図に落とす作業を市でそこまで行います。それを今度は地域に持っていきまして話し合いの場に活用するというので、農業委員の、それから最適化推進委員の皆様につきましては、その話し合いの際に、例えば、コーディネーターですとか、混ざっていただいて、地域の状況も踏まえて積極的にかかわっていただく業務が発生することになります。

3番目ですが、そうして話した内容を、今度は将来方針ということで形にしていく作業になります。5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針として作成するというので、具体的には誰がどこを担うですとかという部分について話し合ってください結果

を市にお知らせいただき、それを書類としてまとめる作業になります。最終的に、市ができたプランを公表するといったところででき上がりという流れになっております。

3番目、人・農地プランのさまざまなメリットというところですが、まず、次のような支援を受けることができますということで、丸の一番上としまして強い農業・担い手づくり総合支援交付金となっておりますけれども、近年は、なかなか農政の補助事業もつきにくくなっている部分がございますが、人・農地プランをつくることによって、補助事業の採択要件という意味で補助が受けやすくなるという部分がございます。

それから、2番目の農業次世代人材投資資金ということで、これにつきましては50歳未満の青年就農者の方々の経営開始時に資金的に厳しい部分を補うために、年間150万円を上限としまして支援するといった内容になります。これにつきましても、人・農地プランの中で担い手として位置づけられているといったことが条件になります。これにつきましては、もう一つ、農地中間管理事業での農地を借りて耕作する場合も該当になります。いずれかをクリアしないと投資資金の該当になることができないという流れになっております。

それから、3番目です。スーパーL資金金利負担軽減措置ということで、これにつきましては農業に関する融資制度です。今、金利がそれほど高くない、例えば0.0何%ぐらいではございますが、人・農地プランを策定して担い手として位置づけられている場合には、金利分が免除されるという内容になっております。

右側に移りまして、また、人・農地プランをつくった上で農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合ということで、地域集積協力金という協力金が地域に交付されるという支援もございます。これにつきましては、最低でもその全地区の対象農地分の20%以上という要件がございますので、最低でも20%以上をクリアすれば、1反部当たり1万円という形で地域に協力金が交付されるということもございます。

経営転換協力金につきましては、これは個人になりますけれども、農地を貸す場合、例えば、農地を全部貸してリタイアする場合には、プランに位置づけられれば1反部当たり1万5,000円程度のお金が、これは個人に交付されるという内容でございます。

それから、こちらにはないんですが、最後になります。最近では圃場整備でも個人の負担がなしでというメニューも出てきておりまして、そういったものを地域でやりたいという場合にも人・農地プラン、これがあることが必須とされております。その他の基盤整備事業につきましても、これから先は一層、人・農地プランをつくっているということが、まずは条件になってくると言われております。そういったことを含めまして、人・農地プランの策定に

ついて、今後とも一層、市としましても人・農地プランの策定の支援を行っていきたいと考えておりますので、皆様方におかれましても何とぞご協力をお願いしたいなと思っておりますのでございます。

説明につきましては、以上です。

会 長 ただいまの説明に質問等がございましたら、挙手願います。

深町農政課長 ちょっと補足なんですけれども、人・農地プランをつくったときに、今ほど、さまざまなメリットということで補助事業とか、スーパーL資金の金利負担軽減とかというものが並べられたんですが、実は、それが人・農地プランを作成する本来的な目的ではなくて、地域の皆様が集落の農地を将来にわたってどのように考えていくのかを、皆さんで集まって話し合うということが一番重要な目的であって、同じ集落の中でも自分の後継者がいないとか、そういったさまざまな理由があっても、なかなか膝を突き合わせて話し合う機会がないというのが、農地の集積を図る上で大きな支障になっているのではないかというのが国の考え方で、話し合いを促進するために人・農地プランを活用してみませんかというのが、このプランの実質化の本質的な意味合いでございます。

県内、さまざまな状況があるんですが、白河市では、今ほど説明したとおり、個別プランがまだ4つしかありませんので、それぞれの集落の皆様のお話し合いを促進させるためにも人・農地プランの策定を、急激にとは申しませんが、少しずつでも進めていきたいなと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいというところが本日の説明の趣旨でございます。

会 長 先程、4地域でもう動き出しているということなんですけれども、具体的にはいつごろからどの程度までいっているんですか。

深町農政課長 先程言った4地域というのは、既にもう人・農地プランを策定してある地域ということで、我妻主幹からも説明がありましたが、表郷の深渡戸と大信の湯沢と、あと東の坂本、あとは入方、この4地域は既に個別プランが策定してあるという状況です。

会 長 それ以外に、先程、話したと思うんですけれども、何か旗宿、泉田……

深町農政課長 補正を上げて支援していくという予定になっている。4つの地域を想定しているんですが、そのうち3つの地域については、既に座談会とか、お話し合いの場に我々が行って、こういった説明もしながらアンケートも実施しております。地域につきましては旗宿地域、泉田地域、上新城地域。

塩田委員 集約営農をこれからしたいというやつなのか。

深町農政課長 集落営農ではないです。

塩田委員 集約。

深町農政課長 集約という意味では、人・農地プランは非常に意味があるところだとは思いますが。担い手の方に農地を集積するに当たって、やはりぽつぽつというか、ばらばらになってしまうんですが、一度、図面に落として、皆様とお話し合いの上で合理的に農地を集約していったらいい、営農活動がしやすいようにとか、そういう整理をする一助にはなるのかなと思います。

塩田委員 みんな頭の中には想像している。思っているんだけど、できない。できるにはどうしたらいいか。

深町農政課長 そこが悩ましいところではあるんですが、人・農地プランの作成自体が一助になればという考えです。先程も申し上げましたけれども、アンケートについては、アンケート案というのはもう私どもでできていますので、アンケートを実施して、アンケートによって出てきた意向が把握できると思うんですが、それについて、集落の農地を図面化したものにアンケートの状況を反映し、落とし込む作業までは、私どもでサポートしていきたいと思っておりますので、将来、こんなふうになりそうですよというものを、皆様にお話し合いの中でご提示して、そこで話し合いを進めていただければと考えているところです。

塩田委員 話し合いの持っていく方がわからない。

深町農政課長 持っていく方がわからない。

塩田委員 アンケートは取ったんだよ、中新城で。俺も中新城だけれども。中新城部落では部落としてアンケートは取ったんだけど。アンケートに答えて、そこから先がなかなかできない。

深町農政課長 そうですね、そこは確かに悩ましいところだとは思いますが。私どももどこまでサポートできるかというところにはなってくると思うんですが、例えば、今、されている旗宿地区につきましては、結の会という組織がマッチングのかなめとなる組織となって、人・農地プランを作成した上で、皆様の意向を確認した上で農地と農地の集約を担い、結の会が一つの中継役というか、ポイントになって進めていけないかということで、今、話し合いが進んでいるところではあるんですが、一つの形としてはそういうこともあるのかなとは思いますが。

塩田委員 分かりました。

事務局長 今日、お休みなんです、推進委員の緑川さんの地元ということで、緑川さんも中

心的にお話し合いに取り組まれているとお聞きしております。

会 長 アンケートから、そこからもう一步踏み出す後押しというか、そういうときに皆さんにやっていただきたいということなんです……

深町農政課長 本音的にいうと、私どもよりも、皆さんはより地域に寄り添っている立場でいらっしゃると思いますので、ぜひ皆様にその辺の後押し役というか、まとめ役としてお願いしたいところがございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

事務局。

事務局長 すみません、お願いというか、要望でございますが、農政課さんで新規に予算をとられて、また、新たな地域に今、取り組みをされているということでございますので、ぜひともそこを担当する農業委員さん、推進委員さんにつきましては、集落での話し合い等が持たれる場合は、情報提供を農政課さんからいただきまして委員さんにおつなぎしますので、委員さんはそういった会合に出席をしていただき、どういったことをしているんだろうかという部分から入っていただいて、今後、委員さんの中でそういった経験をもとにリーダー的な存在となっていただきたいという思いもございますので、積極的にご参加いただけるようお願いという形で申し上げたいと存じます。

会 長 それでは、今ほどの説明をもとに農業委員会としても協同、協力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

農政課の皆さん、ご苦労さまでした。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎その他

会 長 皆さんからほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡をお願いします。

事務局。

事務局長 続きまして、連絡事項を申し上げます。

農地利用状況調査につきましては、お忙しい中調査いただきまして、大変ありがとうございました。

まだ調査及び提出がお済みでない委員さんがおられましたら、来週中には必ず事務局へご

提出くださるようお願い申し上げます。

なお、調査中に農地集積、集約化、最適化、有効利用に結びつきそうな情報をキャッチされた場合には事務局へ関連する情報をお寄せいただくとともに、今後の相談活動につなげていただければと存じます。

なお、お手元に「ストップ、遊休農地」と題するパンフレットをお配りしております。今後、農地利用の意向調査を予定しておりますので、遊休農地の発生防止、解消方法など、皆様方の今後の委員活動にお役立ていただければと考えております。

次に、2点目は、同じくお忙しいところ、第2四半期分の活動記録簿をご提出いただきまして、ありがとうございました。今回、提出の7月から9月分については農地利用状況調査の実績を漏れなくご記入いただいたことは存じますが、未記入の委員さんがおられましたら、事務局へ修正のご連絡を願います。また、こちらの記録簿ですが、提出がまだという委員さんは必ず来週中にご提出くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

3点目です。

お手元に委員報酬、上期分の明細書を配付させていただきました。9月30日月曜日に皆様ご指定の口座へ振り込みを予定しております。ご記帳後、ご確認よろしく願いいたします。

4点目は、先月総会で配付し、今月10日までに提出くださるよう依頼しておりました本県農業の発展に向けた要請案につきましては、提出がございませんでしたので、小委員会了承のもと異議なしとして、県農業会議へ報告しております。

5点目は、上着、ノーネクタイのクールビズが今月で終了となりますので、来月総会からは上着を着用し、ご出席よろしく願い申し上げます。

6点目になります。

同じくお手元に農業委員会だよりを配付させていただきました。メインとなります部分が皆様方の担当エリアを表記した資料となっており、市内全域で全戸配布を予定しております。配布後には、担当される地域の農家から皆様方に各種ご相談等のご連絡があらうかと思われまますので、ご対応を願いますとともに今後の委員活動にご活用いただきたく存じます。

7点目は、同じくお手元に配付しております令和元年度福島県下農業委員会大会の開催案内と参加の依頼になります。開催日が11月15日金曜日、開催時間は昨年に引き続き午後1時の開催となりますので、多数のご参加をお願いいたします。

集合場所、時間でございますが、市役所本庁舎東側の市民会館跡地、臨時駐車場に午前9時半の集合、9時45分出発予定としております。市の大型バスを利用し、会場は今回も福島

市のパルセいいざかの開催となります。出欠報告を10月18日金曜日までに必ず事務局までご連絡願います。

最後になります。

次回総会でございますが、10月31日木曜日午後2時から、こちらサンフレッシュ白河での開催となります。

連絡事項は以上になります。

会 長 ほかに皆様から意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 では、以上をもちまして、今回の総会を終了いたします。

挨拶のときに、ちょっと申し忘れたんですが、遊休農地調査ということで皆様にはいろいろ現状を見ていただけたかと思えます。今後ともこの情報を参考にして活用していただければなと思えます。

これをもちまして、令和元年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時10分)